

第1号議案

栃木県都市計画審議会規程の一部改正について

上記のことについて、栃木県都市計画審議会条例第9条の規定により、次のように提出します。

令和6（2024）年8月19日

栃木県都市計画審議会会長 大 森 宣 暁

栃木県都市計画審議会規程改正（案）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                     | 改正前                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>栃木県都市計画審議会規程</p> <p>（略）</p> <p>（修正の動議及び建議）</p> <p><b>第10条</b> 修正の動議及び関係行政機関に対する建議は、文書によりあらかじめ<u>県土整備部都市政策課</u>を経由して議長に提出するものとする。ただし、簡単なものについては、口頭をもって陳述することができる。</p> <p>（略）</p> <p><b>附 則</b></p> <p><u>この規程は、令和6年8月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u></p> | <p>栃木県都市計画審議会規程</p> <p>（略）</p> <p>（修正の動議及び建議）</p> <p><b>第10条</b> 修正の動議及び関係行政機関に対する建議は、文書によりあらかじめ<u>県土整備部都市計画課</u>を経由して議長に提出するものとする。ただし、簡単なものについては、口頭をもって陳述することができる。</p> <p>（略）</p> |

## 栃木県都市計画審議会規程（案）

### （趣 旨）

第1条 この規程は、栃木県都市計画審議会条例（昭和44年栃木県条例第4号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、栃木県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （委員の代理）

第2条 条例第2条第1項第二号に掲げる者につき、任命された委員に事故があるときは、当該行政機関におけるその者の職務を代理する者が、議事に参与し、決議に加わることができる。

### （臨時委員）

第3条 条例第3条第1項に規定する臨時委員は、当該特別の事項に関するもののほか会議に加わり議決することはできない。

### （常務委員会）

第4条 条例第6条第1項の常務委員会（以下「委員会」という。）に委任する事項は別に定める。

2 委員会は、会長の指名した委員10人以内をもって組織する。

3 委員会の委員長は、会長とする。但し会長が委員会の委員にならないときは、委員互選とする。

4 委員会の運営については、この規程を準用する。

### （招集等）

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員総数の3分の1以上の者から付議すべき事項を示して招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

2 委員が事故のため出席できないときは、会長にその旨届け出なければならない。

3 会長は、会議の議長となり、会議を開閉し、会議の順序を定めその他議事を整理し及び議場の秩序を保持する。

### （議案の送付）

第6条 会長は、会議の開催日の3日前までに会議の議案を、委員及び当該議案に係る臨時委員に通知しなければならない。ただし、特に会長が、急施を要すると認めた議案については、この限りではない。

### （議 席）

第7条 委員の議席は議長が定め、議席には、番号票を付けるものとする。

### （委員の発言）

第8条 委員の発言は、議席番号を告げ議長の許可のもとに行なうものとする。

### （委員の退席）

第9条 委員は、開会中退席しようとするとき、議長の承諾を受けるものとする。

### （修正の動議及び建議）

第10条 修正の動議及び関係行政機関に対する建議は、文書によりあらかじめ県土整備部都市政策課を経由して議長に提出するものとする。ただし、簡単なものについては、口頭をもって陳述することができる。

### （専門委員）

第11条 会長は、審議会において専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、調査すべき事項を知事に通知するものとする。

2 専門委員は、会議に出席し、会長の許可を得て、又は会長の求めに応じて、意見を述べ又は説明することができる。

### （会議の公開）

第12条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

一 「栃木県情報公開条例」（平成11年栃木県条例第32号）第7条各号に定める情報に該当するものと認められる事項を審議する場合

二 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しく支障を生じると認められる場合

### （議事録）

第13条 議長は、議事録を作成せしめ署名委員2名に、署名せしめるものとする。

### 附 則

この規程は、昭和44年6月15日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和6年8月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。